

電気需給約款
(高圧)

<中部電力パワーグリッド株式会社管内>

2026年4月1日実施

株式会社サントエナジーうえだ

目次

第1章 総則	4
第1-1条(適用)	4
第1-2条(約款の変更等)	4
第1-3条(契約の説明等)	4
第1-4条(用語の定義)	5
第1-5条(単位および端数処理)	7
第1-6条(一般送配電事業者との協議)	8
第2章 契約の成立等	9
第2-1条(契約の申込み)	9
第2-2条(契約の成立)	9
第2-3条(契約の単位)	9
第2-4条(需要場所)	9
第2-5条(供給の開始)	9
第2-6条(計量に関する取扱い)	10
第3章 契約種別および電気料金	11
第3-1条(契約種別)	11
第3-2条(電気料金)	11
第3-3条(常時供給電力)	11
第3-4条(予備電力)	12
第3-5条(自家発供給電力)	12
第3-6条(契約超過金)	15
第4章 電気料金の算定及び支払い	16
第4-1条(電気料金の適用開始)	16
第4-2条(電気料金の算定期間)	16
第4-3条(電気料金の日割計算)	16
第4-4条(電気料金等の支払期日等)	16
第4-5条(電気料金の支払方法)	17
第4-6条(支払いの遅延)	17
第4-7条(支払い額の誤り)	18
第5章 供給の条件等	19
第5-1条(適正契約の保持)	19
第5-2条(力率の保持)	19
第5-3条(立入り業務に関する協力)	19
第5-4条(電気の使用に関する協力)	19
第5-5条(用地確保等の協力)	20
第5-6条(施設場所の提供)	20
第5-7条(お客さまの電気工作物の使用)	20
第5-8条(調査に関する協力)	21
第5-9条(保安等に関する協力)	21
第5-10条(工事費等の負担)	21
第5-11条(その他の協力)	22

第6章 供給の停止等	23
第6-1条(供給の停止)	23
第6-2条(供給の中止等)	23
第6-3条(供給の停止等における電気料金)	24
第7章 損害賠償等	25
第7-1条(不正使用の違約金)	25
第7-2条(設備の賠償)	25
第7-3条(損害賠償の免責)	25
第7-4条(不可抗力)	25
第8章 契約期間、契約の終了および変更	27
第8-1条(契約期間)	27
第8-2条(中途解約)	27
第8-3条(契約の解除等)	28
第8-4条(契約終了時の措置)	29
第8-5条(契約終了後の債権債務関係)	29
第9章 契約の変更	30
第9-1条(契約の変更)	30
第9-2条(契約電力の変更)	30
第9-3条(当社による契約の変更)	31
第9-4条(譲渡等の禁止)	31
第9-5条(名義の変更)	32
第10章 その他	33
第10-1条(管轄裁判所)	33
第10-2条(守秘義務)	33
第10-3条(反社会的勢力の排除)	33
第10-4条(プライバシーポリシー)	34
附 則	35
別 表	36

第1章 総則

第1-1条(適用)

1. この電気需給約款(高圧)(以下「本約款」といいます。)は、株式会社サントエナジーうえだ(以下、「当社」といいます。)がお客さまとの間で締結した本件契約に基づき、一般送配電事業者が託送供給約款等により維持および運用する供給設備を介して高圧で電気の供給を受けるお客さまに対し、電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
2. お客さまおよび当社は、小売電気供給契約書(これに付随して締結された覚書等を含み、以下も同様とします。ただし、お客さまが当社に契約申込書を提出し、当社がお客さまに契約内容を通知することで、小売電気供給契約が成立する場合には、契約申込書および契約内容の通知とし、以下、これらを総称する場合に「本件契約書等」といいます。)および本約款(以下、本件契約書等の内容および本約款を総称する場合に「本件契約」といいます。)に定められた事項を遵守するものとします。

第1-2条(約款の変更等)

1. 一般送配電事業者が定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等が制定もしくは改廃された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。
2. 当社が本約款を変更する場合、当社は、あらかじめ、変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を当社のウェブサイト上に掲載する方法その他当社が適切と判断した方法(以下「当社が適切と判断した方法」といいます。)により周知するものとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合、電気料金その他の供給条件等は、変更後の本約款が適用されるものとします。なお、お客さまからの請求があった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。
3. 前項の規定にかかわらず、本約款の変更につき、本件契約に前項の規定と異なる手続きが定められている場合、本約款の変更は、当該手続きの定めるところによります。
4. 本件契約の締結後、消費税法および地方消費税法(以下、総称して「消費税法等」といいます。)の改正等により消費税法等の税率が変更された場合には、お客さまは、変更された税率に基づいて、電気料金その他の債務にかかわる消費税等相当額を支払うものとします。

第1-3条(契約の説明等)

1. お客さまと当社との間で本件契約が成立した場合、本約款等の本件契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社が適切と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、この点について、あらかじめ異議なく承諾するものとします。
2. 本約款の変更に伴い、当社が、変更の際における供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、当社が以下の方法により行うことについて、あらかじめ異議なく承諾するものとします。
 - (1) 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち、当該変更をしようとする事項のみを説明し、かつ記載をします。
 - (2) 契約変更後の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約変更年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載をします。
 - (3) 上記にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的

な変更その他の本件契約の実質的な変更を伴わない内容である場合、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、当社が適切と判断した方法により、書面を交付することなく行い、説明を要する事項のうち、当該変更をしようとする事項の概要のみを説明し、契約変更後の書面交付をしないものとします。

3. 本件契約の定めにより契約期間が更新される場合には、当社は、更新前において、書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後において、当社の名称および住所、契約更新の年月日、更新後の契約期間および供給地点特定番号を当社が適当と考える方法により通知するものとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

第1－4条(用語の定義)

次の言葉は、本約款において、それぞれ以下の意味で使用します。

(1)高圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(2)契約負荷設備

お客さまが本件契約上使用できる負荷設備をいいます。

(3)契約主開閉器

本件契約上設置される遮断器であり、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまが使用される最大電流を制限するものをいいます。

(4)契約電力

お客さまが本件契約上使用できる最大電力(キロワット/kW)をいいます。

(5)常時供給電力

お客さまに常時供給する電気をいいます。

(6)予備電力

お客さまの常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給に当てるため予備電線路により電気の供給を受ける以下の場合をいいます。

イ 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合、または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(7)自家発補給電力

当社が供給する電気とお客さまが所有する自家発電設備による電気を合わせて使用する場合に、①お客さまが所有する自家発電設備の定期的な検査補修により、自家発電設備が使用できない場合、または、②事故等の定期的な検査補修以外の事由による不足電力の補給に当てる場合に当社がお客さまに供給する電気をいいます。

(8)臨時電力

供給開始日または契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間を対象として使用が1年未満となる電気をいいます。

(9)力率

供給地点ごとに、その1月の毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とします。)をいいます。

(10)最大需要電力

お客さまの使用された30分ごとの需要電力の最大値であり、一般送配電事業者がお客さまの需要場所に設置する記録型計量器(以下「計量器」といいます)により、計測される値をいいます。

- (11)一般送配電事業者
電気事業法第2条第1項第9号に定める事業者で、お客さまの供給区域において託送供給等を行う事業者をいいます。なお、本約款においては、中部電力パワーグリッド株式会社または同社から一般送配電事業を承継する会社のことをいいます。
- (12)接続供給契約
当社が一般送配電事業者と締結した接続供給に関する契約であり、当社が本件契約に基づいてお客さまに電気の供給を行うために必要となるものをいいます。
- (13)託送供給等約款
接続供給契約の内容を定める一般送配電事業者の約款で、電気事業法第18条第1項に基づき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。
- (14)供給地点
当社が、一般送配電事業者から、お客さまに電気の供給をするために行う接続供給に関する電気の供給を受ける地点をいいます。
- (15)供給地点特定番号
対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。
- (16)夏季
毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- (17)その他季
毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
- (18)重負荷時間
夏季の毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日の該当する時間を除きます。
- (19)昼間時間
毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、重負荷時間ならびに日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。
- (20)夜間時間
重負荷時間、夏季昼間時間、その他季昼間時間以外の時間をいいます。
- (21)平日時間
休日時間以外の時間をいいます。
- (22)休日時間
土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の午前0時から午後12時までの時間をいいます。
- (24)燃料費調整額
燃料費の変動を料金に反映させるための制度に基づいて別紙「1. 燃料費調整額」に記載の方法により算出された値をいいます。
- (25)再生可能エネルギー発電促進賦課金
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいい、別表「2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金」に定めるところによります。
- (26)貿易統計
関税法に基づき公表される統計をいいます。
- (27)平均燃料価格算定期間
貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間と

し、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。

(28) 約定単価

イ 一般社団法人日本卸電力取引所から公表される翌日取引(以下「スポット市場取引」といいます。)における30分ごとのエリアプライス(一般社団法人日本卸電力取引所が定める取引規程第28条第1項第2号所定のエリア毎の約定価格)で、中部エリアにおけるものをいいます。

ロ イにかかわらず、30分ごとにおけるスポット市場取引の取引結果において、以下の事情によってエリアプライスが公表されない時間帯がある場合には、中部エリアの当該時間帯のインバランス単価を「約定単価」といたします。

(イ) 商い不成立の場合

(ロ) 一般社団法人日本卸電力取引所が閉鎖した場合

(ハ) その他取引上における措置により取引結果が反映されない場合等

ハ イおよびロにかかわらず、中部エリアのエリアプライスおよびインバランス単価のいずれも公表されない時間帯がある場合には、当社が定めた単価を「約定単価」とします。

(29) 平均市場価格算定期間

約定単価に基づき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から1月31日までの期間、12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。

(30) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(31) 検針日

一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日をいいます

(32) 検針期間

前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間をいいます。

第1-5条(単位および端数処理)

本件契約において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

- (1) 契約電力、最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。ただし、契約電力が500キロワット未満の場合において、算定された値が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を1キロワットとします。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- (4) 電気料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。なお、消費税相当額等を加算する場合には、その対象となる金額および消費税等相当額の単位

は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

第1－6条(一般送配電事業者との協議)

お客さまは、託送供給等約款の需要者に関する事項を遵守するものとします。また、一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合には、お客さまは、一般送配電事業者と必要な協議をするものとします。

第2章 契約の成立等

第2-1条(契約の申込み)

1. お客さまは、新たに本件契約の締結を希望する場合、当社所定の様式により、申込みをするものとします。
2. 当社は、以下に定める場合、お客さまの申込みを承諾しないものとします。この場合、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかに通知します。
 - (1) お客さまが本件契約の内容に承諾していないとき
 - (2) 当社が定める本件契約の締結のために満たすべき要件のうち、いずれかが満たされていないとき
 - (3) お客さまの申込みに不備があるとき、または虚偽の内容があるとき
 - (4) 法令、電気の供給状況、供給設備の状況、当社とお客さまとの間の契約(既に消滅しているものを含みます。)に関するお客さまの債務の履行状況その他の事情により、当社が承諾しないことに合理的な理由があるとき

第2-2条(契約の成立)

1. 本件契約は、当社がお客さまからの申込みを承諾したときに、成立するものとします。
2. 本件契約が成立した場合には、当社は、本件契約の規定に基づいて、お客さまに対して電気を供給するものとします。
3. 本件契約が成立した場合には、お客さまは、本件契約の規定に基づいて、当社から電気の供給を受けるものとします。

第2-3条(契約の単位)

当社は、1需要場所について、1契約を締結します。

第2-4条(需要場所)

需要場所は、次の定めるところによります。

- (1) 1構内または1建物を1需要場所とします。ただし、集合住宅等の1建物内において、共有部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を1需要場所とすることがあります。なお、この場合において、1構内とは、柵、塀その他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また1建物とは、独立した1建物をいいます。
- (2) (1)にかかわらず、隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときで、一般送配電事業者が1需要場所と認める場合、その他一般送配電事業者において1需要場所と認める場合は、当社においても、1需要場所とします。

第2-5条(供給の開始)

1. 当社は、お客さまの本件契約の申込みを承諾したときには、お客さまおよび一般送配電事業者と協議のうえ、当社がお客さまに電気の供給を開始する日(以下「供給開始日」といいます。)を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気の供給を開始します。ただし、電気の供給開始には、当社と一般送配電事業者との間における接続供給契約の締結等、一般送配電事業者所定の手続きの完了が必要であり、これが完了しない間は、電気の供給は、開始いたしません。
2. 天候、用地事情、一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合など、やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給することができないことが明らかに

なった場合には、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかに通知し、あらためてお客さまおよび一般送配電事業者と協議のうえ、新たに供給開始日を定めることとします。

第2-6条(計量に関する取扱い)

1. お客さまが使用された電力量および最大需要電力は、計量器により、供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量します。ただし、やむをえない場合には、供給電圧と異なる電圧で計量するものとし、この場合においては、供給電圧と同位にするために、別途本件契約書等に定められている場合を除き、3.8%の計量損失率によって、修正するものとしします。
2. 前項の計量器は、一般送配電事業者の負担により設置するものとし、その所有権は、一般送配電事業者に帰属するものとしします。
3. 計量器の故障等により電力量または最大需要電力が正しく計量できない場合における電力量および最大需要電力量は、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者との協議により決定した値としします。

第3章 契約種別および電気料金

第3-1条(契約種別)

契約の種別は、高圧のみとします。

第3-2条(電気料金)

1. 電気料金は、第3-3条(常時供給電力)、第3-4条(予備電力)、第3-5条(自家発補給力)および第3-6条(契約超過金)の規定に基づいて算定した電気料金の合計額に再生可能エネルギー発電促進賦課金の額を加え、消費税等相当額を加算した金額とします。
2. お客さまは、当社に対し、本件契約の規定に従い、本件契約に規定する算定期間に生じた電気料金を支払うものとします。

第3-3条(常時供給電力)

1. 契約電力

常時供給電力の契約電力は、次によって定めます。

- (1) 高圧で供給する場合で、契約電力が500キロワット未満の場合(以下「実量制のお客さま」といいます。)

各月の契約電力は、以下の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

イ 新たに電気の供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。ただし、当社から電気の供給を受ける前より引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、当社から電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、当社から受けた電気の供給とみなします。

ロ お客さまの需要場所における受電設備を減少される場合で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力は、需要場所の負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議により定めた値とします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された月から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値とします。

ハ お客さまの需要場所における受電設備を増加される場合等で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

- (2) 高圧で供給する場合で契約電力が500キロワット以上の場合(以下「協議制のお客さま」といいます。)

需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、契約電力の値の妥当性については、一般送配電事業者による事前の確認を必要とします。

2. 電気料金

常時供給電力の1月の電気料金は、以下の方式で算定した基本料金および電力量料金を合計したものとします。なお、契約電力、常時供給電力基本料金単価および電力量料金単価は、本件契約書等に定めるものとします。

(1)基本料金

基本料金は、供給開始日以降適用するものとし、常時供給電力の契約電力とその基本料金単価および力率から以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{常時供給電力基本料金単価} \times (185\% - \text{力率})$$

ただし、当該月に常時供給電力をまったく使用されない場合(予備電力によって電気を使用された場合を除きます。)は、以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{常時供給電力基本料金単価} \times 0.5$$

(2)電力量料金

電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費等調整額から以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価} + \text{燃料費等調整額}$$

第3-4条(予備電力)

1. 契約電力

予備電力の契約電力は、常時供給電力の契約電力の値とします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合、予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

2. 電気料金

予備電力の1月の電気料金は、以下に定める基本料金および電力量料金を合計したものとします。なお、契約電力および予備電力基本料金単価は、本件契約書等に定めるものとします。

(1)基本料金

基本料金は、供給開始日以降適用するものとし、予備電力の契約電力と予備電力基本料金単価から以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{予備電力基本料金単価}$$

(2)電力量料金

電力量料金は、その月の予備電力の使用電力量につき、前条第2項(2)に定めるお客さまの常時供給電力の該当電気料金を適用し、常時供給分の電力量料金同様の算式により算定します。

第3-5条(自家発補給電力)

1. 契約電力

自家発補給の契約電力は、お客さまの発電設備の容量を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電

設備の容量を下回らないものとします。

2. 電気料金

自家発補給電力の1月の電気料金は、以下に定める基本料金および電力量料金を合計したものとします。なお、契約電力、自家発補給電力基本料金単価、不使用月単価および電力量料金単価は、本件契約書等に定めるものとします。

(1)基本料金

基本料金は、供給開始日以降適用するものとし、自家発補給電力の契約電力とその基本料金単価および不使用月係数から以下の算式により算定される金額とします。

イ 自家発補給電力使用時

$$\begin{aligned} \text{基本料金} &= \text{自家発補給電力の契約電力} \\ &\quad \times \text{自家発補給電力基本料金単価} \times (185\% - \text{力率}) \end{aligned}$$

ロ 自家発補給電力不使用時

$$\begin{aligned} \text{基本料金} &= \text{自家発補給電力の契約電力} \times \text{自家発補給電力基本料金単価} \\ &\quad \times \text{不使用月係数} \end{aligned}$$

なお、当該月に前月から継続して自家発補給電力の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の自家発補給電力の供給を受けなかった期間よりも短いときは、その期間における自家発補給電力の供給は、前月における自家発補給電力の供給とみなします。

(2)電力量料金

電力量料金は、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量およびその条件ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費等調整額から以下の算式により算定される金額とします。

なお、使用条件とは、①お客さまが所有する自家発電設備の定期的な検査補修により、自家発電設備が使用できない場合による使用、または②事故等による不足電力の補給に当てられる場合の使用のことをいい、①の使用は、次項に基づいて当社に通知した場合のみが該当し、それ以外の使用は、②による使用とみなします。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価} + \text{燃料費等調整額}$$

3. 定期検査・定期補修の取扱い

お客さまが実施する発電設備の定期検査・定期補修の時期は、毎年度当初にお客さまと当社による協議であらかじめ決めておき、実施時期の1か月前に再協議してその時期を確認の上、お客さまは実施時期を当社に対して書面により通知していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者の供給状況が著しく悪化した場合には、当社はその実施時期についてお客さまと協議の上、実施時期を変更させていただく場合があります。

4. 自家発補給電力の使用

(1)使用の通知

お客さまが自家発補給電力を使用する場合は、使用開始時刻と使用休止時刻をあらかじめ当社に通知するものとします。ただし、事故、その他やむをえない場合には、使用開始後、すみやかに当社に通知するものとします。

(2)使用の確認

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、協議制のお客さまの最大需要電力が常時供給電力の契約電力以下の場合、または、実量制のお客さまの最大電力が前11月の最大需要電力以下の場合、それぞれ、(1)にかかわらず、いずれも自家発補給電力を使用しなかったものとみなします。

5. 自家発補給電力の最大需要電力

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の最大需要電力は、以下の定めによる場合を除き、原則として自家発補給電力の契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。また、常時供給電力の最大需要電力は、その1月の自家発補給電力の使用期間中における最大需要電力の値から自家発補給電力の最大需要電力を差し引いた値と、その1月の自家発補給電力の使用時間外における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値とします。

(1) 協議制のお客さまの場合、自家発補給電力を使用した際の総需要の最大需要電力が常時供給電力と自家発補給電力の契約電力の合計を上回った場合、自家発補給電力の最大需要電力は、以下のイからハによるものとします。

イ 超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかな場合

$$\begin{aligned} \text{自家発補給電力の最大需要電力} &= \text{総需要の最大需要電力} \\ &\quad - \text{常時供給電力の契約電力} \end{aligned}$$

ロ 超過の原因が常時供給電力の超過であることが明らかな場合

$$\text{自家発補給電力の最大需要電力} = \text{自家発補給電力の契約電力}$$

ハ 超過の原因が明らかでない場合

$$\begin{aligned} \text{自家発補給電力の最大需要電力} \\ &= \text{総需要の最大需要電力} \times \text{自家発補給電力の契約電力} \\ &\quad \div (\text{常時供給電力の契約電力} + \text{自家発補給電力の契約電力}) \end{aligned}$$

(2) 実量制のお客さまの場合、自家発補給電力の需要電力の最大値が自家発補給電力の契約電力を超えたことが明らかなときは、自家発補給電力の需要電力の最大値をその1月の自家発補給電力の最大需要電力とみなします。

6. 自家発補給電力の使用電力量

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の使用電力量は以下の各号により算定するものとします。

(1) 自家発補給電力の使用電力量 = 自家発補給電力の使用時間中の使用電力量
- (基準電力 × 自家発補給電力の使用時間)

なお、基準電力は、原則として以下のいずれかを基準として決定するものとします。この場合、あらかじめ、負荷の実情に応じて、お客さまおよび当社の協議によって定めておくものとし、使用の都度選択できるものではないものとします。

イ 自家発補給電力使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

ロ 自家発補給電力使用の前3か月間における常時供給分の平均電力

ハ 自家発補給電力使用の前3日間における常時供給分の平均電力

二 お客さまおよび当社間で合意した電力

- (2) 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力供給期間中の計量時間ごとに、(1)に定める基準電力に該当時間を乗じて得た値を使用電力量から差し引いた値の合計を自家発補給電力の使用電力量とします。
- (3)(1)及び(2)に基づいて算定された自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じて得た値をこえないものとします。

7. その他

- (1) お客さまは、当社の要請に応じて電気の供給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
- (2) 大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、または渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために自家発補給電力を使用できないものとします。

第3-6条(契約超過金)

1. お客さまが常時供給電力または自家発補給電力の契約電力を超えて電気(常時供給電力または自家発補給電力)を使用された場合は、当社の責めに帰すべき理由による場合を除き、常時供給電力および自家発補給電力のそれぞれについて、以下の算式により算定される金額(以下「契約超過金」といいます。)を当社に対して支払うものとします。

$$\begin{aligned} \text{契約超過金} &= (\text{当該月の最大需要電力} - \text{当該月の契約電力}) \\ &\quad \times \text{基本料金単価} \times (185\% - \text{力率}) \times 1.5 \end{aligned}$$

2. 契約超過金は、契約電力を超えて電気を使用された月の電気料金の支払期日までに、その電気料金とあわせて支払うものとします。

第4章 電気料金の算定及び支払い

第4-1条(電気料金の適用開始)

1. 本件契約の電気料金は、供給開始日から適用します。
2. 前項の規定にかかわらず、供給準備着手前に供給開始延期の申入れがあった場合、またはお客さまの責めに帰すことのできない理由によって供給が開始されない場合においては、本件契約の電気料金は、延期の理由、または供給が開始されない理由が解消され、実際に電気の供給が開始された日から適用されるものとしします。

第4-2条(電気料金の算定期間)

1. 電気料金の算定期間は、以下の場合を除き、「1か月」を単位として算定します。
 - (1)電気の供給を開始した場合
 - (2)本件契約が終了した場合
 - (3)電気料金の変更があった場合(お客さまおよび当社が算定期間の途中で契約電力等を変更することに合意した場合に限りします。)
2. 前項の「1月」は、検針期間とします。
3. 前項の規定にかかわらず、以下の場合における算定期間は、以下の通りとします。
 - (1)第1項(1)の場合における算定期間は、電気の供給を開始した日(以下、本条および次条において「開始日」とします。)から、その直後の検針日の前日までの期間とします。
 - (2)第1項(2)の場合における算定期間は、本件契約が終了した日(以下、本条および次条において「終了日」とします。)の直前の検針日から、終了日の前日までの期間とします。
 - (3)第1項(3)の場合における変更前の電気料金に関する算定期間は、電気料金の変更があった日(以下、本条および次条において「変更日」とします。)の直前の検針日から、変更日の前日までの期間とし、変更後の電気料金に関する算定期間は、変更日から、変更日の直後の検針日の前日までの期間とします。

第4-3条(電気料金の日割計算)

1. 前条第1項(1)または(2)の場合における基本料金については、以下の算式により算定します。

$$\text{基本料金} = 1\text{月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{日割計算基礎日数})$$

2. 前項の日割計算対象日数は、前条第3項の算定期間の日数とします。
3. 第1項の日割計算基礎日数は、以下の通りとします。
 - (1)前条第1項(1)の場合においては、開始日の直前の検針日から、その直後の検針日の前日までの日数とします。
 - (2)前条第1項(2)の場合においては、終了日の直前の検針日から、その直後の検針日の前日までの日数とします。
 - (3)前条第1項(3)の場合においては、変更日の直前の検針日から、その直後の検針日の前日までの日数とします。
4. 前条第1項(1)ないし(3)の場合における電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定します。

第4-4条(電気料金等の支払期日等)

1. 電気料金の支払義務および支払期日については、以下に定めるとおりとします。

- (1)電気料金の支払義務が発生する日は、使用電力量が算定された日とします。
 - (2)当社は、各算定期間の電気料金について、使用電力量が算定された日以降できるだけすみやかに、料金その他の請求額を、郵送または、当社が設置する WEB サイト(請求額に係る電子データ等を蓄積しお客さまの閲覧に供するためのインターネットサイトをいいます。)に登録した電子データによりお客さまの閲覧に供します。このとき、当社は WEB サイトに請求額に係る電子データを登録したことをもって、お客さまへのご請求を行ったものとしたします。
 - (3)お客さまは、(2)の定めにかかわらず、当社に対し、電気料金に関する請求書等の発行を請求することができます。この場合、お客さまには、当社所定の手数料を支払うものとします。
 - (4)お客さまは、当社に対し、各算定期間の電気料金について、各算定期間の末日が属する月の翌月20日までに支払うものとします。ただし、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合には、その翌営業日を支払期日とします。
2. 前項の規定にかかわらず、第2-6条(計量に関する取扱い)第3項の規定に定める場合には、お客さまの電気料金の支払義務が発生する日は、使用電力量が協議によって定められた日とします。また、この場合における電気料金の請求方法、支払期日および支払方法は、当社とお客さまとの協議により定めるものとします。
 3. お客さまは、当社に対し、電気料金以外の当社に対する金銭支払債務について、その発生の日、当社が指定する支払期日および支払方法により、支払うものとします。

第4-5条(電気料金の支払方法)

1. お客さまは、電気料金について、当社が指定する以下の方法により、当社に支払うものとします。なお、支払いに要する費用は、お客さまの負担とします。
 - (1)口座振替
お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して電気料金を振り替える方法のことをいいます。この場合には、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
 - (2)振込送金
当社が指定した金融機関等を通じた払い込みによりお客さまが電気料金を支払われる方法のことをいいます。この場合には、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
2. お客さまが電気料金を前項の定めにより支払われる場合には、次のときに当社に対する支払いがなされたものとします。
 - (1)口座振替の方法により支払われる場合には、電気料金がお客さまの指定する口座から当社の口座に振り替えられたとき。
 - (2)振込送金の方法により支払われる場合には、電気料金が当社の指定する金融機関等に払い込まれたとき。
3. 当社は、第1項の定めにかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、電気料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、第2項の定めにかかわらず、債権回収会社の指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する電気料金の支払いがなされたものとします。

第4-6条(支払いの遅延)

1. お客さまが電気料金を支払期日までに支払わない場合、お客さまは、当社に対し、支払期日の翌日から起算して支払いの履行日に至るまで、支払いを遅延している電気料金から、消費税等

相当額を差し引いた金額に対して、年10%(365日の日割計算)の割合による延滞利息を支払うものとします。

2. お客さまが電気料金以外の当社に対する金銭支払債務を支払期日までに履行しない場合、お客さまは、当社に対し、支払期日の翌日から起算して支払いの履行日に至るまで、履行を遅延している金額から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10%(365日の日割計算)の割合による延滞利息を支払うものとします。

第4-7条(支払い額の誤り)

当社は、お客さまに支払っていただいた額に過不足があることが判明した場合、その過不足額を遅滞なくお客さまに通知し、通知日の直後に到来する支払期日に、これを精算させていただきます。

第5章 供給の条件等

第5-1条(適正契約の保持)

当社が、一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適當であるとして、その契約を適正なものに変更することを求められた場合、お客さまは、その求められた内容に応じて、すみやかに本件契約を適正なものに変更するものとします。

第5-2条(力率の保持)

1. お客さまは、需要場所の負荷の力率について、原則として85%以上に保持するものとします。
2. 技術上必要がある場合、当社は、お客さまに対し、進相用コンデンサの開閉をお願いすること、および接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。この場合において、進相用コンデンサを開閉していただいたときにおけるその月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、一般送配電事業者と当社との協議によって定めるものとします。

第5-3条(立入り業務に関する協力)

当社(当社の指定する第三者を含みます。)または一般送配電事業者が以下に掲げる業務を実施する場合、お客さまの承諾を得て、需要場所に立ち入りをさせていただくことがあります。この場合、お客さまは、正当な理由がない限り、当社または一般送配電事業者の需要場所への立ち入りを承諾するものとします。なお、一般送配電事業者が立ち入る場合においては、一般送配電事業者の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。

- (1) 当社または一般送配電事業者の供給設備、または電気工作物の設計、施工(取付けおよび取外しを含みます。)、改修または検査等
- (2) 保安上必要となるお客さまの電気工作物の検査等
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要となるお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査、またはお客さまの電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 第6章(供給の停止等)の規定に基づく供給の停止等に必要となる業務
- (6) その他本件契約もしくは接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要となる業務、または当社もしくは一般送配電事業者の供給設備もしくは電気工作物の保安のために必要となる業務

第5-4条(電気の使用に関する協力)

1. お客さまの電気の使用が、以下に定める原因で、他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の供給設備もしくは電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するものとし、特に必要がある場合には、お客さまの負担で、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用するものとします。
 - (1) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - (2) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - (3) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - (4) 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - (5) その他(1)から(4)に準ずる場合

2. お客様が発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用する場合、前項に準ずるものとします。
3. お客様が電気設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続するにあたっては、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたが、かつ、一般送配電事業者の託送供給等約款に定める要件を遵守して、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によるものとします。

第5-5条(用地確保等の協力)

お客様は、電気の供給の実施に伴い、一般送配電事業者が施設もしくは所有する供給設備もしくは電気工作物の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力するものとします。

第5-6条(施設場所の提供)

お客様は、以下の場合において、当社もしくは一般送配電事業者から施設等の場所の提供を求められたときは、それらの場所を無償で提供することについて、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

- (1) お客様(共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客様を含みます。)のみのためお客様の土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合
- (2) 電気料金の算定上必要な計量器、その付属装置(計量器箱、変成器、変成器の二次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。)および区分装置(力率測定時間を区分する装置等をいいます。)を取付ける場合
- (3) 通信設備等を設置する場合
- (4) 需要場所の電流制限器等の取付けをする場合

第5-7条(お客様の電気工作物の使用)

お客様は、一般送配電事業者および当社が以下に掲げるお客様の所有物を無償で使用するについて、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

- (1) お客様の負担でお客様が施設した付帯設備(お客様の土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客様の建物に付合する設備のことをいい、以下、同様とします。)
- (2) お客様の負担でお客様が施設した架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物
- (3) お客様の負担でお客様が施設した地中引込線を施設するために必要な以下の各号の付帯設備
 - イ 鉄管、暗渠等お客様の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物(π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。)
 - ロ お客様の土地または建物に施設される基礎ブロック(接続装置を固定するためのものをいいます。)およびハンドホール
 - ハ お客様の建物の改修を必要とする設備およびお客様の工事と同時またはそれ以前に施設しなければならない設備
 - ニ その他イからハに準ずる設備
- (4) お客様の希望により、お客様の負担でお客様が取り付けした計量器の付属装置または変成器の二次配線等
- (5) 一般送配電事業者が計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客様の電気

工作物を使用することを求めた場合における当該お客さまの電気工作物

第5-8条(調査に関する協力)

1. 一般送配電事業者、または一般送配電事業者が業務の全部もしくは一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関(以下「登録調査機関」といいます。)が、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについて、法令で定めるところにより、調査をする場合において、一般送配電事業者または登録調査機関からの請求を受けたときには、お客さまは、電気工作物の配線図等調査に必要な情報を提示するものとします。なお、お客さまは、一般送配電事業者または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。
2. お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合、お客さまは、その工事が完成したときに、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者または登録調査機関に通知するものとします。

第5-9条(保安等に関する協力)

1. 以下の各号の場合には、お客さまは、当社および一般送配電事業者に対し、すみやかにその旨を通知するものとします。
 - (1) 需要場所内に設置してある引込線、計量器等、当社もしくは一般送配電事業者の供給設備もしくは電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあるとお客さまが認めた場合
 - (2) お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社もしくは一般送配電事業者の供給設備もしくは電気工作物に影響を及ぼすおそれがあるとお客さまが認めた場合
2. お客さまが、当社もしくは一般送配電事業者の供給設備もしくは電気工作物に直接影響を及ぼすような物件(本件発電設備を含み、以下も同様とします。)の設置、変更または修繕の工事をする場合、お客さまは、当社および一般送配電事業者に対して、その1か月前までに連絡し、当社の書面による承諾を得るものとします。なお、当社は、その承諾を拒む場合において、合理的な理由を示すものとします。
3. お客さまが前項に規定する工事を行い、当社もしくは一般送配電事業者の供給設備もしくは電気工作物に直接影響を及ぼすことになった場合、お客さまは、すみやかにその内容を当社および一般送配電事業者に通知するものとします。この場合において、保安上特に必要があるときは、お客さまは、当社または一般送配電事業者の求めに応じて、その内容を変更するものとします。

第5-10条(工事費等の負担)

1. 以下の場合、お客さまは、当社に対し、以下に定める金額を支払うものとします。
 - (1) 当社が、一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づいて、お客さまに対する電気の供給に伴う工事等に関する工事費負担金、費用の実費または実費相当額等(以下「工事費負担金」とします。)の請求を受けた場合におけるその請求を受けた金額
 - (2) 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始に至らないで本件契約を終了または変更する場合において、当社が一般送配電事業者から工事費負担金(供給設備の工事を行わなかった場合における測量監督等に費用を要したときの実費を含むもの)の請求を受けたときにおけるその請求を受けた金額
2. 当社が託送供給等約款に基づいて施設し、または取り付けるものとされている設備の所有権は、お客さまがその施設に要した費用を当社に支払った場合においては、お客さまに帰属するものとします。

第5-11条(その他の協力)

1. 当社は、供給計画作成のために、お客さまに対して電気の使用実績その他の必要な情報の開示をお願いすることがあり、お客さまは、当社の求めに応じて、これらの情報の開示を承諾するものとします。
2. お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合、お客さまは、無停電電源装置の設置等の必要な措置を講じるものとします。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにするものとし、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等の必要な措置を講じるものとします。

第6章 供給の停止等

第6-1条(供給の停止)

1. 以下のいずれかの事由に該当した場合、一般送配電事業者により、お客さまにあらかじめ通知することなく、電気の供給の停止が行われることがあります。なお、緊急やむをえない場合は、一般送配電事業者により、お客さまにあらかじめ通知することなく、電気の供給が停止されることがあります。

- (1)お客さまの責めに帰すべき理由により、保安上の危険が生じた場合
 - (2)お客さまの責めに帰すべき理由により、当社もしくは一般送配電事業者の供給設備もしくは電気工作物の損傷、故障その他の不具合または亡失が生じた場合
 - (3)お客さまの責めに帰すべき理由により、当社もしくは一般送配電事業者の供給設備もしくは電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事が必要になった場合
 - (4)お客さまが電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用し、または電気を使用した場合
 - (5)一般送配電事業者以外の者が需要場所における一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合
 - (6)お客さまが契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合
 - (7)お客さまが動力電力を利用されている場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合
 - (8)以下のいずれかに該当するものとして、当社が、一般送配電事業者から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、お客さまに対し、第5-1条(適正契約の保持)に基づいて、適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、お客さまがこれに応じない場合
 - イ 契約電力をこえて接続供給を利用する場合
 - ロ 接続供給電力が契約電力を継続して下回る場合(接続供給契約の内容が、電灯または動力従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限りです。)
 - (9)その他お客さまが本件契約に反した場合、またはお客さまの責めに帰すべき理由により電気の供給上または保安上必要がある場合
2. 本条の規定に基づいて電気の供給が停止される場合、一般送配電事業者により、需要場所または一般送配電事業者の設備において、供給停止のための必要な処置が行われることがあります。この場合、お客さまは、その処置に協力するものとします。
3. 本条の規定に基づいて電気の供給が停止された場合、お客さまがその理由となった事実を解消したときには、一般送配電事業者により、電気の供給が再開されます。

第6-2条(供給の中止等)

1. 以下のいずれかに該当する場合、一般送配電事業者により、電気の供給が中止され、または電気の使用が制限されることがあります。なお、緊急やむをえない場合は、一般送配電事業者により、お客さまにあらかじめ通知することなく、電気の供給が中止され、または電気の使用が制限されることがあります。
- (1)お客さまの責めに帰すことができない理由により、保安上の危険が生じた場合
 - (2)お客さまの責めに帰すことができない理由により、当社もしくは一般送配電事業者の供給設備もしくは電気工作物の損傷、故障その他の不具合または亡失が生じた場合
 - (3)お客さまの責めに帰すことができない理由により、当社もしくは一般送配電事業者の供給設備もしくは電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事が必要になった場合

- (4)第7-4条(不可抗力)第1項に定める事由が生じた場合
 - (5)系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要がある場合
 - (6)その他お客さまの責めに帰すことができない理由により、電気の供給上または保安上必要がある場合
2. 本条の規定に基づいて電気の供給が中止され、または電気の使用が制限される場合、一般送配電事業者により、需要場所または一般送配電事業者の設備において、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限するための必要な処置が行われることがあります。この場合、お客さまは、その処置に協力するものとします。
 3. 本条の規定に基づいて電気の供給が中止され、または電気の使用が制限された場合において、その理由となった事実が解消され、かつ、電気の供給の中止を解除すること、または電気の使用の制限を解除することが可能になったときには、一般送配電事業者により、電気の供給の中止が解除され、または電気の使用の制限が解除されます。

第6-3条(供給の停止等における電気料金)

1. 第6-1条(供給の停止)第1項に規定する事由その他お客さまの責めに帰すべき理由により、お客さまに電気の供給をすることができなくなった期間(以下「供給不能期間」とします。)が生じた場合には、お客さまは、当社に対し、供給不能期間中における電気料金を支払うものとします。
2. 第6-2条(供給の中止等)第1項の規定する事由その他お客さまの責めに帰すことができない理由により、供給不能期間が生じた場合、基本料金に力率割引または力率割増を適用した後の金額に、以下の割引をお客さまに対して実施します。
 - (1)実量制のお客さま
その1月中における供給不能期間の延べ日数1日ごとに4%の割引とします。
 - (2)協議制のお客さま
その1月中における供給不能期間の延べ時間数1時間ごとに0.2%の割引とします。
- (3)(1)及び(2)における延べ日数および延べ時間数は、一般送配電事業者より通知されたものとします。
3. 予備電力について供給不能期間が生じた場合、前項に準じて割引を行い、電気料金を算定します。

第7章 損害賠償等

第7-1条(不正使用の違約金)

1. お客さまが以下のいずれかに該当し(以下「不正使用」とします。)、そのために電気料金の全部または一部の支払いを免れた場合、お客さまは、当社に対し、その免れた金額の3倍に相当する金額を支払うものとします。なお、不正使用の期間を確認することができない場合には、6月以内で当社が合理的に決定した期間とします。
 - (1)需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合
 - (2)電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用し、または電気を使用した場合
 - (3)契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合
 - (4)お客さまが動力電力を利用している場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用した場合
2. 前項の免れた金額は、本件契約に定められた供給条件に基づいて算定された金額と不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額とします。

第7-2条(設備の賠償)

1. お客さまが故意または過失によって、需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備(以下、本項において「設備等」とします。)を損傷し、または亡失した場合、お客さまは、当社に対し、次の金額を支払うものとします。
 - (1)設備等の修理が可能である場合
修理費
 - (2)設備等の修理が不可能である場合、または設備等の亡失が生じた場合
設備等の帳簿価格および取替工事費の合計額
2. お客さまが故意または過失によって、需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことに起因して、当社が一般送配電事業者から賠償の請求をされた場合には、お客さまは、当社に対し、その請求された金額を支払うものとします。

第7-3条(損害賠償の免責)

1. 当社は、当社に故意または過失があるときを除き、以下の損害について、一切の責任を負わないものとします。ただし、本契約に別段の規定がある場合には、その規定によるものとします。
 - (1)あらかじめ定めた供給開始日に電気の供給を開始することができなかつたことによりお客さまが受けた損害
 - (2)一般送配電事業者の責めに帰すべき事由によりお客さまが受けた損害
 - (3)第6章(供給の停止等)の規定に基づく電気の供給の停止もしくは中止、または電気の使用の制限等によりお客さまが受けた損害
 - (4)漏電その他の事故によりお客さまが受けた損害
 - (5)その他お客さまが本件契約に関して受けた損害

第7-4条(不可抗力)

1. 以下のいずれかに該当する事由(以下「不可抗力」といいます。)に起因して本件契約に基づく債務の履行遅滞または履行不能が生じた場合、発電者および当社は、その履行遅滞または履行不能により相手方が受けた損害について、一切の責任を負わないものとします。
 - (1)地震、津波もしくは噴火またはこれらに起因する火災等の天災地変

- (2)戦争、暴動、内乱、輸送機関の停止、ストライキ等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態
 - (3)一般送配電事業者が管理する供給設備もしくは電気工作物の不具合もしくは故障
 - (4)法令もしくは行政機関によるガイドラインの制定もしくは改廃
 - (5)その他お客さまおよび当社のいずれの責めにも帰することができない事由
2. 不可抗力に起因して本件契約に基づく債務の履行不能が生じた場合、発電者もしくは当社は、直ちに本件契約を解約することができるものとします。この場合、解除の意思表示が相手方に到達した日に、本件契約が終了するものとします。

第8章 契約期間、契約の終了および変更

第8-1条(契約期間)

1. 本件契約の期間は、本件契約書等に定める期間とします。
2. 当社およびお客さまから、契約期間満了日の3か月前に先だって本件契約の終了の申し出または変更がない場合、本件契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものとします。
3. 契約期間の満了により、本件契約が終了する場合、契約期間の満了日の経過をもって、本件契約が終了するものとします。

第8-2条(中途解約)

1. 前条の規定にかかわらず、お客さまおよび当社は、相手方に対し、解約希望日の3か月前までに、解約希望日を記載した当社所定の書面により解約の通知(以下「解約通知」といいます。)をすることで、本件契約を中途解約することができます。この場合には、以下の規定により、本件契約が終了するものとします。
 - (1) 解約通知が解約希望日の3か月前になされたときには、解約希望日に本件契約が終了するものとします。
 - (2) 解約通知が解約希望日の3か月以内になされたときには、相手方が解約通知を受領した日から3か月後に本件契約が終了するものとします。
 - (3) (1)(2)の規定にかかわらず、お客さまおよび当社が契約の終了日を別途合意した場合には、その日に本件契約が終了するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、契約電力が500キロワット未満のお客さまが当社に解約通知をせず、他の小売電気事業者へ電気供給契約等の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に終了の通知がされた場合、当該通知をもって、お客さまが当社に対して前項の解約通知をしたものとして取扱います。この場合には、電力広域的運営推進機関から当社に終了の通知がされた解約期日をもって、本件契約が終了するものとします。
3. 第1項の規定によってお客さまが本件契約の解約を希望する場合において、供給開始日または契約電力の増加日から本件契約の解約日までの期間が1年未満であるときには、お客さまは、当社に対し、以下の金額を支払うものとします。
 - (1) 基本料金相当分
供給開始日または契約電力の増加日から解約日までの期間(以下、本項において「対象期間」といいます。)を対象として使用が1年未満となる契約電力の解約分(以下、本項において「解約契約電力」といいます。)につき臨時電力電気料金単価(基本料金単価)を適用して算定した基本料金と、対象期間に減少した契約電力についてお客さまが当社に実際に支払った基本料金との差額
 - (2) 電力量料金相当分
対象期間の使用電力量のうち、解約契約電力とそれ以外の契約電力との比で按分した値(以下、本項において「按分使用電力量」といいます。)に、臨時電力電気料金単価(電力量料金単価)を適用して算定した電力量料金と、按分使用電力量についてお客さまが当社に実際に支払った電力量料金との差額
 - (3) 工事費負担金
当社が託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者から工事費負担金の請求を受けた場合におけるその請求された金額
4. 前項(1)の臨時電力電気料金単価(基本料金単価)は、第3-3条(常時供給電力)第2項(1)、

第3-4条(予備電力)第2項(1)および第3-5条(自家発補給電力)第2項(1)に定める各基本料金単価を1.2倍したものとします。なお、解約日が検針期間の中途の場合は、第4-3条(電気料金の日割計算)に定める日割計算により算定します。

5. 第3項(2)の臨時電力電気料金単価(電力量料金単価)は、第3-3条(常時供給電力)第2項(2)、第3-4条(予備電力)第2項(2)および第3-5条(自家発補給電力)第2項(2)に定める各電力量料金単価を1.2倍したものとします。
6. 当社は、本条の規定に基づくお客さまからの申出による中途解約によりお客さまが受けた損害について、一切の責任を負わないものとします。また、当社は、当社に故意または過失があるときを除き、本条の規定に基づく当社からの申出による中途解約によりお客さまが受けた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第8-3条(契約の解除等)

1. 次のいずれかに該当する場合には、当社は、本件契約の解除をすることができるものとします。この場合、当社による解除の意思表示がお客さまに到達した日に、本件契約が終了するものとします。
 - (1) 本件契約の申込みの際にお客さまから提供された情報に虚偽または不正確な内容があり、当社が定める本件契約の締結のために満たすべき要件のうち、いずれかが満たされていないことが判明した場合
 - (2) お客さまが本件契約または他の契約(既に終了しているものを含みます。)に基づく金銭支払債務を一部でも怠り、かつ、以下に該当する場合
 - ア 当社がお客さまに対して当該金銭支払債務の履行を催告し、その催告から30日が経過してもなお、当該金銭支払債務の全ての履行が完了されない場合
 - イ お客さまが当社に対して当該金銭支払債務の履行を拒絶する意思を明確に示した場合
 - (3) その他お客さまが本件契約の規定に違反し、かつ、以下に該当する場合
 - ア 当社がお客さまに当該違反を是正するように催告し、その催告から相当期間が経過してもなお、当該違反が是正されない場合
 - イ お客さまが当社に対して当該違反の是正を拒絶する意思を明確に示した場合
 - (4) お客さまが差押え、競売、破産、民事再生、会社更生その他法的整理手続きの申立を受けた場合、もしくは自ら申立をなした場合、または滞納処分を受けた場合
 - (5) お客さまが振出しもしくは引受けた手形または小切手を不渡りとした場合、その他支払停止をなした場合
 - (6) お客さまが裏書もしくは保証をした手形または小切手が不渡りとなり、不渡り後2日以内にこれに代わる現金を支払わない場合
 - (7) お客さまが合併によらず解散した場合
 - (8) お客さまが組織または営業につき重大な変更をした場合
 - (9) その他お客様の財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められるに足りる相当の事由がある場合
2. お客さまが、第8-2条(中途解約)による中途解約をしないで、需要場所から移転した場合において、電気を使用されていないことが明らかなきときは、本件契約が終了するものとします。
3. 本条の規定により本件契約が解除された場合または終了した場合、お客さまは、当社に対して負担する一切の債務について、期限の利益を失うものとし、当社に対し、直ちに債務の全額を一括で支払うものとします。この場合、当社がお客さまに対して債務を負担するときは、債務の弁済期のいかにかわらず、当社は、お客さまに対して有する債権とお客さまに対して負担している債務とを対等額において相殺することができるものとします。
4. 当社は、本条の規定に基づく本件契約の解除または終了によりお客さまに生じた損害について、

一切の責任を負わないものとします。また、本条の規定に基づく本件契約の解除または終了は、当社のお客さまに対する未払いの電気料金、損害賠償金その他の支払請求を妨げないものとします。

第8-4条(契約終了時の措置)

1. 事由の如何を問わず、本件契約が終了する場合、当社または一般送配電事業者により、需要場所または一般送配電事業者の設備において、本件契約を終了させるための必要な処置が行われることがあります。この場合、お客さまは、その処置に協力するものとします。
2. 前項に規定する場合において、当社または一般送配電事業者が、本件契約に規定された本件契約の終了日(以下、本項において「規定終了日」とします。)までに、前項の処置をとることができなかったときには、本件契約における規定終了日の定めにかかわらず、前項の処置が完了した日に、本件契約が終了するものとします。この場合において、当社に故意または過失があるときを除き、当社は、規定終了日に本件契約が終了しなかったことにより生じたお客さまの損害について、一切の責任を負わないものとします。

第8-5条(契約終了後の債権債務関係)

本件契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、本件契約の終了によっては消滅しないものとします。

第9章 契約の変更

第9-1条(契約の変更)

1. お客さまが本件契約の変更を希望する場合は、当社所定の様式により、本件契約の変更の申込みをするものとします。
2. 本件契約は、当社が前項の申込みを承諾した場合に限り、その承諾のときに、変更されるものとします。
3. お客さまが本件契約の変更を当社に申し出なかったことにより、当社に損害が生じた場合には、お客さまは、当社に対し、その損害を賠償するものとし、第三者に損害が生じた場合には、お客さまは、その損害を自ら負担するものとし、当社に対してその損害の負担を求めないものとします。また、この場合において、当社は、お客さまが被った損害について、一切の責任を負わないものとします。

第9-2条(契約電力の変更)

1. 前条の規定にかかわらず、お客さまが契約電力の増加または減少を希望する場合には、変更希望日の1か月前までに当社所定の書面を提出し、当社の書面による了承を得るものとします。ただし、本件契約締結日以降、供給開始日または契約電力の増加日から1年未満の期間内には、当社の事前の同意を得ない限り、契約電力を減少することができないものとします。
2. お客さまが契約電力を超過して電気を使用された場合、それ以前の電気使用状況を判断して、当該契約電力が不相当と認められる場合には、当社は、翌月からの契約電力を最大需要電力に変更できるものとします。
3. 契約電力の変更は、1月の単位で実施するものとします。ただし、お客さまおよび当社が合意をした場合には、この限りではありません。
4. 実量制のお客さまにおける契約電力の増加とは、需要場所における受電設備の総容量等を増加することの変更に伴う契約電力の増加とし、契約電力の減少とは、第3-3条(常時供給電力)第1項(1)口により契約電力を減少することをいいます。
5. 契約電力の減少が供給開始日または契約電力の増加日から1年未満の期間内となる場合には、お客さまは、当社に対し、以下の金額を支払うものとします。

(1)基本料金相当分

供給開始日または契約電力の増加日から契約電力の減少日の前日までの期間(以下、本項において「対象期間」といいます。)を対象として使用が1年未満となる契約電力の減少分(以下、本項において「減少した契約電力」といいます。)につき臨時電力電気料金単価(基本料金単価)を適用して算定した基本料金と、対象期間に減少した契約電力についてお客さまが当社に実際に支払った基本料金との差額といたします。

(2)電力量料金相当分

対象期間の使用電力量のうち、減少した契約電力とそれ以外の部分との比で按分した値(以下、本項において「按分使用電力量」といいます。)に、臨時電力電気料金単価(電力量料金単価)を適用して算定した電力量料金と、按分使用電力量についてお客さまが当社に実際に支払った電力量料金との差額といたします。

(3)工事費負担金

当社が託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者から工事費負担金の請求を受けた場合におけるその請求を受けた金額

6. 前項(1)の臨時電力電気料金単価(基本料金単価)は、第3-3条(常時供給電力)第2項(1)、第3-4条(予備電力)第2項(1)および第3-5条(自家発補給電力)第2項(1)に定める各基本

料金単価を1.2倍したものとします。なお、変更日が検針期間の中途の場合は、第4-3条(電気料金の日割計算)に定める日割計算により算定します。

7. 第5項(2)の臨時電力電気料金単価(電力量料金単価)は、第3-3条(常時供給電力)第2項(2)、第3-4条(予備電力)第2項第(2)および第3-5条(自家発補給電力)第2項(2)に定める各電力量料金単価を1.2倍したものとします。

第9-3条(当社による契約の変更)

1. 当社は、必要な場合に本件契約に定める契約種別を終了することがあり、本件契約に定める契約種別が終了した場合、以下の定めにしたがい、お客さまに適用される新たな契約種別を定めることができます。
 - (1) 当社は、事前に、お客さまに対し、適用される新たな契約種別およびその適用開始日(以下「新契約種別適用開始日」といいます。)を書面またはインターネットの利用その他当社が適切と考える方法で通知します。
 - (2) お客さまは、新たな契約種別を承諾しない場合、新契約種別適用開始日の14日前までに、当社に対して当社所定の書面により解約の通知をすることで、本件契約を解約することができます。この場合には、本件契約は、新契約種別適用開始日の前日をもって終了するものとします。
 - (3) (2)に定める期限までにお客さまから解約の通知がない場合、お客さまは、新たな契約種別を承諾したものとみなし、新契約種別適用開始日より新たな契約種別を適用するものとします。
2. 当社は、電気料金の改定が必要となる場合は、以下の規定にしたがい、本件契約における新たな電気料金単価を定めることができます。
 - (1) 当社は、事前に、新たな電気料金単価およびその適用開始日(以下「新電気料金単価適用開始日」といいます。)を書面またはインターネットの利用その他当社が適切と考える方法でお客さまに通知します。
 - (2) お客さまは、新たな電気料金単価を承諾しない場合は、新電気料金単価適用開始日の14日前までに、当社に対して当社所定の書面により解約の通知をすることで、本件契約を解約することができます。この場合には、本件契約は、新電気料金単価適用開始日の前日をもって終了するものとします。
 - (3) (2)に定める期限までにお客さまから解約の通知がない場合は、お客さまは、新たな電気料金単価を承諾したものとみなし、新電気料金単価適用開始日より新たな電気料金単価を適用します。
3. 本件契約に消費税等相当額を含めた料金が表示されている場合において、法令の改正により消費税および地方消費税の税率が改定されたことのみを理由に基づいて料金を改定するときには、前項の定めは、適用されないものとします。
4. 当社は、本条に規定に基づく解約によりお客さまが受けた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第9-4条(譲渡等の禁止)

お客さまは、本件契約で認められる場合を除き、本件契約の契約上の地位、もしくは本件契約に基づく権利を第三者に譲渡し、またはこれに質権、譲渡担保権その他の担保権を設定してはならず、また、本件契約により負担する義務を第三者に引き受けさせてはならないものとします。ただし、次条の規定に基づいて本件契約上の地位が承継される場合および当社の書面による事前の承諾を受けた場合はこの限りではありません。

第9-5条(名義の変更)

会社分割その他の原因により、新たなお客さまが本件契約上の地位の承継を希望する場合には、当社に対し、名義変更の手続きを申し込むことができます。この場合、新たなお客さまは、当社所定の書面により、名義の変更の申込みをするものとし、当社がこれを承諾した場合に限り、名義変更をすることができるものとしします。

第10章 その他

第10-1条(管轄裁判所)

本契約にかかわる訴訟については、長野地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。

第10-2条(守秘義務)

1. 本件契約の存在および内容に関して、お客さまは、守秘義務を遵守するものとし、当社の書面による事前の承諾なしに、本件契約の存在および内容を第三者に開示しないものとします。ただし、法令上の根拠、公的機関からの正当な権限もしくは目的による開示要請がある場合は、この限りではないものとします。
2. 当社は、お客さまが本件契約によって支払いを要することとなった電気料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払われない場合、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等に対して通知することがあり、お客さまは、この点について、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

第10-3条(反社会的勢力の排除)

1. 当社およびお客さまは、相手方に対し、本件契約の締結時および将来にわたり、以下に定める事項を表明し、保証するものとします。
 - (1)自ら、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)、親会社、子会社、または関連会社が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」といいます。)のいずれにも該当しないこと。
 - (2)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本件契約の締結および履行をするものではないこと。
2. 当社およびお客さまは、相手方に対し、以下に定める行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
 - (1)自らまたは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任を超えた不当な要求等の行為
 - (2)偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
 - (3)反社会的勢力から、名目の如何を問わず、資本または資金の導入および関係を構築する行為
 - (4)反社会的勢力に対して、名目の如何を問わず、資金提供をする行為
 - (5)反社会的勢力が当社またはお客さまの経営に関与する行為
3. お客さまが前2項のいずれかの規定に違反した場合、当社は、直ちに本件契約を解除することができるものとします。この場合、当社による解除の意思表示がお客さまに到達した日に、本件契約が終了するものとします。
4. 前項の規定により本件契約が解除された場合、お客さまは、当社に対して負担する一切の債務について、期限の利益を失うものとし、当社に対し、直ちに債務の全額を一括で支払うものとします。この場合において、当社がお客さまに対して債務を負担するときは、債務の弁済期のいかんにかかわらず、当社は、お客さまに対して有する債権とお客さまに対して負担している債務とを対等額において相殺することができるものとします。
5. 当社は、第3項の解除によりお客さまが被った損害について、一切の責任を負わないものとします。また、第3項の解除は、当社のお客さまに対する未払いの電気料金、損害賠償金その他の支払請求を妨げないものとします。

第10-4条(プライバシーポリシー)

当社は、別途個人情報の取り扱いに関する方針を定め、その定めるところにより、個人情報を取り扱います。

附 則

1(本約款の実施日)

本約款は、2026年4月1日から実施します。

2(再生可能エネルギー発電促進賦課金の適用)

別表「2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金」に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところに従い適用します。

別 表

1. 燃料費等調整額

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料・価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2845$$

$$\beta = 0.3302$$

$$\gamma = 0.3571$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価算定用平均市場価格

1 キロワット時当たりの燃料費調整単価算定用平均市場価格は、約定単価にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価算定用平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価算定用平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における全日の約定単価の単純平均

Y = 各平均市場価格算定期間における 6 時から 18 時までの約定単価の単純平均

$$x = 0.8495$$

$$y = 0.1505$$

なお、各平均市場価格算定期間における全日の約定単価の単純平均および 6 時から 18 時までの約定単価の単純平均の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 52,900 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000} + \frac{\text{(3)のHH価格}}{\text{調整単価}} + \frac{\text{(7)の卸市場価格}}{\text{調整単価}}$$

二 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各 HH 価格、各平均為替レート算定期間の平均為替レートおよび各平均市場価格算定期間の燃料費調整単価算定用平均市場価格によって算定された燃料費調整単価は、各算定期間および各 HH 価格に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

- (イ) 各平均燃料価格算定期間、各 HH 価格、各平均為替レート算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。
- (ロ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、(ハ)の場合を除き、各算定期間および各 HH 価格に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。
- (ハ) 契約種別ごとの契約電力が 500 キロワット以上のお客さまで、検針日が毎月初日のお客さまについては、各算定期間および各 HH 価格に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

平均燃料価格算定期間・平均為替レート算定期間	HH 価格	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	毎年 1 月	毎年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間(閏年 となる場合は、2 月 29 日 まで の期間)	毎年 2 月	毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 3 月	毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 4 月	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 5 月	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 6 月	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 7 月	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 8 月	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 9 月	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 10 月	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月の検針日から 翌年 の 1 月の検針日の 前日までの期 間
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 11 月	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	毎年 12 月	毎年 12 月 21 日から 翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に八によって算定された燃料費調整単価の絶対値を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	9 銭 2 厘
------------	-------------	---------

(3) HH 価格調整単価

HH 価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、HH 価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{HH 価格調整単価} = \left(\begin{array}{c} \text{(4)の基準} \\ \text{HH 単価} \end{array} \times \frac{\text{HH 価格}}{2.867} + \begin{array}{c} \text{(5)の基準} \\ \text{輸送関連単価} \end{array} \right) \times \frac{\text{平均為替レート}}{147.60} - \begin{array}{c} \text{(6)の基準} \\ \text{HH・輸送関連単価} \end{array}$$

(4) 基準 HH 単価

基準 HH 単価は、HH 価格が 2.867 ドル変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	23 銭 6 厘
------------	-------------	----------

(5) 基準輸送関連単価

基準輸送関連単価は、平均為替レートが147.60円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	45 銭 8 厘
------------	-------------	----------

(6) 基準 HH・輸送関連単価

基準 HH・輸送関連単価は、(4)の基準 HH 単価および(5)の基準輸送関連単価の合計値といたします。

(7) 卸市場価格調整単価

卸市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、卸市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{卸市場価格調整単価} = (\text{燃料費調整単価算定用平均市場価格} - 12 \text{ 円 } 16 \text{ 銭}) \times \text{(8)の調整係数}$$

(8) 調整係数

調整係数は、上限値をこえない範囲で、年度ごとに、燃料費調整単価適用期間ごとに定めるもの

とし、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

なお、上限値は次のとおりといたします。

上 限 値	高圧で供給を受ける場合	0.500
-------	-------------	-------

(9)燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格、当該月のHH価格、各平均為替レート算定期間の平均為替レート、(1)ロの各平均市場価格算定期間における燃料費調整単価算定用平均市場価格および(1)ハによって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、同法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

(2)再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量は、その1月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力の使用電力量の合計電力量とします。

(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第32条第2項に定める賦課金の額の算定の対象となる電気に適用します。

(4)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、納付金単価を定める告示がなされた年の4月の計量日からその翌年の4月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用します。

(5)再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(2)の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円として、その端数は切り捨てます。

(6)再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた事業所に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、(5)にかかわらず、(5)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合を乗じて得た金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものとします。

なお、減免額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

また、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。